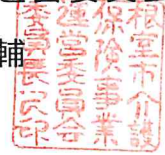


令和 6 年 1 月 1 1 日

根室市長 石垣 雅敏 様

根室市介護保険事業運営委員会
委員長 長谷川 俊輔



「第 9 期根室市介護保険事業計画」(令和 6 年度～令和 8 年度)
の策定について (答申)

令和 6 年 1 月 1 0 日付、根介福第 1 号により諮問のあった事項について、根室市介護保険事業運営委員会施行規則第 2 条の規定に基づき、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

各事項の答申にあたり、市民への説明及び周知を徹底し、介護保険事業の円滑な運営の理解を求めている。

1. 介護保険料に関すること

- (1) 第9期介護保険事業計画における介護保険料を、月額基準額4,300円とされたい。
- (2) 災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められる場合の介護保険料の減免規定を令和6年度から3年間継続されたい。

2. 保険給付の種類並びに内容に関すること

- (1) 第9期介護保険事業計画における保険給付の種類並びに内容については、承認する。
- (2) 住宅改修に係る支給限度額20万円を、トイレ及び浴室の改修に限り10万円上乗せし、令和6年度から3年間継続して30万円とされたい。

3. 特別給付事業に関すること

- (1) 訪問介護の利用者で、市民税が世帯全員非課税の被保険者が負担すべき利用料を、令和6年度から3年間継続して10%から3%に軽減されたい。

4. 保健福祉事業に関すること

- (1) 保健福祉事業として実施している、「健康まつり負担事業」を、令和6年度から3年間継続されたい。
- (2) 在宅生活の要介護4・5の被保険者について、訪問理美容サービスを令和6年度から3年間継続して実施されたい。
- (3) 在宅において要介護4・5の被保険者を介護している世帯に、家族介護支援金として、令和6年度から3年間継続して支給されたい。
- (4) 在宅において要介護4・5の被保険者を介護している家族に、介護用品引換給付券を、令和6年度から3年間継続して支給されたい。